

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(5)	林業信用保証業務－利用者のニーズの反映等

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
木材製造業者を対象としたアンケート調査回数	年 2 回以上	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回		
都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数	年 2 回以上	4 回	5 回	2 回	6 回	5 回		
相談窓口の開設回数	－	6 回	8 回	6 回	7 回	8 回		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(5) 利用者のニーズの反映等 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換やアンケート調査を通じて、林業信用保証制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営に適切に反映させるとともに、林政上の課題に対応し、林業者等のニーズも踏まえ、本制度の利用拡大に向けて、保証割合などの保証条件や必要な運用の見直し等を行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、融資機関等と連携して対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況（意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等）	(5) 利用者のニーズの反映等 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換やアンケート調査を通じて、林業信用保証制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営に適切に反映させるとともに、林政上の課題に対応し、林業者等のニーズも踏まえ、本制度の利用拡大に向けて、保証割合などの保証条件や必要な運用の見直し、平成 30 年の基金法改正に基づく出資持分の払戻しの計画的な実施、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 46 条に規定する林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言等に取り組むほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、融資機関等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 木材製造業者を対象としたアンケート調査回数：年 2 回	(5) 利用者のニーズの反映等 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換やアンケート調査を通じて、林業信用保証制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営に適切に反映させるとともに、林政上の課題に対応し、林業者等のニーズも踏まえ、本制度の利用拡大に向けて、保証割合などの保証条件や必要な運用の見直し、平成 30 年の独立行政法人農林漁業信用基金法（平成 14 年法律第 128 号。以下「基金法」という。）改正に基づく出資持分の払戻しの計画的な実施、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 46 条に規定する林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言等に取り組むほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、融資機関等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 また、都道府県や関係団体との情報・意見交換等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 木材製造業者を対象としたアンケート調査回数：年 2 回以上 ・ 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数：年 2 回以上 ・ 経営の改善発達に係る制度周知、助言等の件数 ・ 相談窓口の開設回数 <評価の視点> 制度の利用者のニーズを把握し、業務運営に反映させる取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 林業・木材産業者の資金調達の状況、林業信用保証制度の認知度等を把握するため、都道府県と連携して、林業・木材産業者、融資機関へのアンケート調査を 2 回実施した。 ○ 在京の中央団体への訪問やウェブ会議システム等の活用により、林業信用保証制度の運用や普及等について、林業・木材産業関係団体、都道府県等と情報・意見交換を 5 回行った。 ○ アンケート調査や意見交換を通じて把握した意見を踏まえ、効果的な情報発信の手法等について検討を行った。 ○ 信用基金ウェブサイト等において、引き続き、出資に関する制度改正を周知し、払戻しの希望があった 49 者に対し、37 百万円の払戻しを行った。 ○ 森林経営管理法に基づく経営の改善発達に係る制度周知のため、林野庁主催の研修で制度説明を計画していたが、コロナ禍により出席は見合わせ、説明資料の配付を行った。（6 回）さらに、経営管理実施権を設定した市町村に対し、資料を送付し、制度周知に取り組んだ。（5 回）（計 11 回）	<自己評価> 評定：B 林業・木材産業者への調査や林業・木材産業関係団体、都道府県等との情報・意見交換を通じてニーズを把握するとともに、基金法改正に基づく出資持分の払戻し、森林経営管理法に基づく経営改善発達に係る制度周知に取り組んだ。また、災害発生時等には相談窓口を開設し、融資機関等と連携して対応したことから、B とする。 <課題と対応> －

	以上 ・ 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 ・ 経営の改善発達に係る制度周知、助言等の件数 ・ 相談窓口の開設回数	外の手法も積極的かつ柔軟に活用し、利用者ニーズの把握等に向け、相手先との意思疎通を強化する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 木材製造業者を対象としたアンケート調査回数：年2回以上 ・ 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 ・ 経営の改善発達に係る制度周知、助言等の件数 ・ 相談窓口の開設回数		○ 台風等の災害による被害や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた林業者等を対象に、資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等に関する相談窓口を速やかに開設した（8回）。	
--	---	--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	B
5. その他参考情報	
-	

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1-2-(6)		林業信用保証業務－林業者等の将来性等を考慮した債務保証						
2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				
				業務実績	自己評価			
(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証 債務保証の審査に当たっては、財務状況等の分析に基づく判断に加え、林業者等の今後の事業展開に伴う経営の将来性を従来以上に見通すことが必要となっていることから、林業・木材産業専門の債務保証を行う機関としての知見を活かし、林業者等の将来性を考慮した債務保証に取り組み、中期目標期間の最終年度までに、林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアルを整備し、本格導入するとともに、職員の審査能力向上の取組を実施する。 <目標水準の考え方> ・ 林業者等の将来性の評価については、これまで体系的な方法が十分確立されていなかったことを踏まえ、マニュアルの整備に当たっては、林業・木材産業の特質に応じた非財務情報の検討項目の抽出と判断基準の設定、検証といった試行を平成 30 年度から実施することとし、最終年度までに本格的に導入することが適当。	(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証 債務保証の審査に当たっては、財務状況等の分析に基づく判断に加え、林業者等の今後の事業展開に伴う経営の将来性を従来以上に見通すことが必要となっていることから、林業・木材産業専門の債務保証を行う機関としての知見を活かし、林業者等の将来性を考慮した債務保証に取り組むことが重要である。 このため、林業・木材産業の特質に応じた非財務情報の検討項目の抽出と判断基準の設定、検証といった試行を平成 30 年度から実施し、中期目標期間の最終年度までに、林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアルを整備し、本格導入するとともに、職員の審査能力向上の取組を実施する。	(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証 債務保証の審査に当たっては、財務状況等の分析に基づく判断に加え、林業者等の今後の事業展開に伴う経営の将来性を従来以上に見通すことが必要となっていることから、林業・木材産業専門の債務保証を行う機関としての知見を活かし、林業者等の将来性を考慮した債務保証を効果的に実施するためのマニュアル整備に向け、林業・木材産業の特質に応じた非財務情報の検討項目の抽出と判断基準の設定、検証の取組を更に進める。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアル整備に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 中期目標期間の最終年度までのマニュアル整備、本格導入に向け、下記のとおり、保証引受の試行、検証を行った。(保証引受の試行実績：7 件(令和2年度4件)) i) 林業・木材産業への起業を支援する観点から、これまでは決算書がないために保証の対象外であった新規創業者に対し、新たに将来性評価の導入によって保証対象とできるようにする仕組みについて、その保証引受の試行を前年度に引き続いて実施した。 ii) 上記の取組を進める中で、他産業を営む者で新たに林業・木材産業に参入する者については、既往事業の財務諸表を有する点において上記の新規創業者とは異なり、別の取扱いが必要であることが明らかになった。 上記実状を踏まえ、他産業から林業・木材産業への参入による新分野進出を支援し林業就業者の拡大を図る観点から、そのような取組を行う者について、新規創業者とは区分して、将来性評価を新たに導入することとし、その保証引受の試行を令和3年10月から新たに開始した。 ○ 上記の将来性評価の導入に向けた検討状況については、令和3年9月に開催した林業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換を行った。 その内容は、信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiinkai-rin.html	<自己評価> 評定：A 前年度に引き続き、新規創業者に対する保証引受の試行を着実に実施した。 加えて、新規創業者と実状の異なる新分野進出者について、新規創業者とは区分して、将来性評価を新たに導入することとし、新分野進出者に対する保証引受の試行を新たに開始するという、より積極的な取組を実施した。 以上のことから、A とする。 <課題と対応> －			

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 林業者等の将来性を考慮した債務保証の引受けに資する取組として、法人が独自に、新分野進出者に対する保証引受けの導入を行ったことについては評価できるものの、当該取組は、新規創業者に対する保証引受けの取組と比べ、その内容に質的に大きな差異がないと認められ、所期の目標を上回る成果があったとは判断し難いことから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	
5. その他参考情報	
-	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(7)	林業信用保証業務－事務処理の適正化及び迅速化

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務処理方法についての点検及び見直しの検討	年 1 回以上	1 回	1 回	2 回	2 回	2 回		
標準処理期間内の処理								
保証審査	7 日	98.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
代位弁済	135 日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
出資持分の払戻し	30 日			100.0%	100.0%	100.0%		
貸付審査	3 日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
担当部署及び会計部署における点検実施件数	－	1,616 件	1,562 件	1,558 件	1,380 件	1,177 件		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(7) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保証引受、代位弁済等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 イ 保証引受、代位弁済等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に案件の処理を行う。	(7) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保証引受、代位弁済等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年 1 回以上 ・ 業務処理方法について	(7) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保証引受、代位弁済等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年 1 回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年 1 回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施件数 <評価の視点> 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、事務処理の適正化及び迅速化に向け	<主要な業務実績> ア 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 業務の質的向上を図るため、以下の取組を行った。 i) 保証引受審査の実状を点検し、結果を踏まえ、信用基金の保証引受審査担当者が、マニュアルの活用により一定水準以上・同一目線での審査を円滑に行えるよう、令和 3 年 10 月に、「債務保証審査マニュアル」を改正した。また、毎年度定期的に点検を行い、必要があればマニュアルの見直しを行う規定を設け、継続して点検及び見直しの取組が行われるよう措置した。 ii) 債権管理に関する業務処理状況を点検し、令和 3 年 10 月に、「求償権等の管理マニュアル」を改正して事故通知受取の手続・対応等を整備し、事務の効率化を図った。また、毎年度定期的に点検を行い、必要があればマニュアルの見直しを行う規定を設け、継続して点検及び見直しの取組が行われるよう措置した。 iii) 令和 3 年 12 月に、新たに基金内に林業信用保証業務運営の検証委員会を立ち上げ、上記の取組を含め、林業信用保証業務の実施に係る点検等を行う体制を強化した。 上記の業務運営の検証委員会の結果については、令和 4 年 3 月に開催した林業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換を行った。 その内容は、信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-	<自己評価> 評価：A 保証引受審査、債権管理に関する業務処理方法の点検及び見直しを行い、各業務に係るマニュアルを改正して業務の質的向上を図った。 加えて、林業信用保証業務運営の検証委員会を立ち上げ、業務の実施に係る点検等を行う体制を強化するなど、より積極的な取組を行った。 このほか、標準処理期間内の事務処理、保証料・貸付金の徴収を確実に行った。 以上のことから、

<目標水準の考え方> - 前中期目標期間において、目標(85%以上の処理)の確実な達成が見込めるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求めるため、目標を15ポイント引き上げ、全ての案件を標準処理期間内に処理することが適当。 - なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除くことが適当。 - ウ 保証料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保証料の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保証料を確実に徴収する。 - また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施状況	の見直しの実施状況 イ 保証引受、代位弁済等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。 (ア) 保証審査 7日 (イ) 代位弁済 135日 (ウ) 出資持分の払戻し 30日 日 (エ) 貸付審査 3日 ウ 保証料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保証料の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保証料を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施件数	イ 保証引受、代位弁済等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。 (ア) 保証審査 7日 (イ) 代位弁済 135日 (ウ) 出資持分の払戻し 30日 (エ) 貸付審査 3日 ウ 保証料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保証料の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保証料を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施件数	た取組は行われているか	rin.html イ 標準処理期間内の事務処理 事務は、台帳等で進捗を管理することにより迅速な処理に努め、標準処理期間内に全て処理を行った。 ウ 保証料や貸付金の確実な徴収 ○ 保証料については、担当部署及び会計部署のそれぞれの部署が把握している金額を担当部署の複数の職員が突合し、正確性の点検を行い、定められた納入期日までに確実に徴収した。 ○ 貸付金について、期日どおりに確実に回収した。	Aとする。 <課題と対応> －
---	--	--	--------------------	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 事務処理の適正化及び迅速化に資する取組として、法人が独自に、林業信用保証業務運営の検証委員会を法人内に立ち上げたこと等については評価できるものの、当該委員会は、既に農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において設置されているものと同様のものと認められる。このことを考慮すれば、所期の目標を上回る成果があったとは判断し難いことから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

5. その他参考情報
-

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3	漁業信用保険業務

2. 主要な経年データ						
主要な参考指標情報		主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
漁業信用保険業務			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)
(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定	(第1-3-(1)参照)	予算額(千円)	21,135,435	16,486,441	20,501,229	16,502,420
(2) 保険事故率の低減に向けた取組	(第1-3-(2)参照)	決算額(千円)	17,700,590	14,158,642	16,990,016	13,246,931
(3) 求償権の管理・回収の取組	(第1-3-(3)参照)	経常費用(千円)	1,697,033	1,895,445	1,402,419	1,301,863
(4) 利用者のニーズの反映等	(第1-3-(4)参照)	経常収支(千円)	2,760,632	842,921	899,594	1,107,251
(5) 事務処理の適正化及び迅速化	(第1-3-(5)参照)	行政コスト(注)(千円)	△1,750,245	1,895,467	1,404,412	1,301,863
		従事人員数(人) ※期首の全体数	※110	※108	※110	※111

(注)「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 3 漁業信用保険業務 (1) 適切な保険料率・貸付金利の設定 (第1-3-(1)参照) (2) 保険事故率の低減に向けた取組 (第1-3-(2)参照) (3) 求償権の管理・回収の取組 (第1-3-(3)参照) (4) 利用者のニーズの反映等 (第1-3-(4)参照) (5) 事務処理の適正化及び迅速化 (第1-3-(5)参照)	第1-3-(1)～(5)を参照。	同左	同左	評定：B 2項目についてA、3項目についてBとしたことから、中項目「3 漁業信用保険業務」についてはB評価とする。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 5つの小項目のうち、2項目でA、3項目でBとなった。このうち、重要度が高い業務とされた1項目（（1）適切な保険料率・貸付金利の設定）でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「3 漁業信用保険業務」についてはB評価とする。 （2項目×3点+3項目×2点+1項目×2点）／（5項目×2点+1項目×2点）=116.7% ※算定にあたっては、評価毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、重要度が高い1項目（（1）適切な保険料率・貸付金利の設定）については、ウエイトを2倍としている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	
5. その他参考情報	
-	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3-(1)	漁業信用保険業務－適切な保険料率・貸付金利の設定

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保険料率（保証保険）								
漁業近代化資金及び漁業 経営改善促進資金								
	20 トン以上	－	年 0.30%	年 0.30%	年 0.30%	年 0.30%	年 0.30%	
	その他	－	年 0.22%	年 0.22%	年 0.22%	年 0.22%	年 0.22%	
事業資金								
	20 トン以上	－	年 1.05%	年 1.05%	年 1.05%	年 1.05%	年 1.05%	
	その他	－	年 0.77%	年 0.77%	年 0.77%	年 0.77%	年 0.77%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
3 漁業信用保険業務 (1) 適切な保険料率・貸付金利の設定 ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 <目標水準の考え方> - 保険料率については、収支相等の原則に基づいて設定することを基本として、保険料率水準の点検を毎年度実施するとともに、必要に応じて見直すことが適当。 【重要度：高】 - 保険料は、保険事業を継続	3 漁業信用保険業務 (1) 適切な保険料率・貸付金利の設定 ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 イ 漁業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	3 漁業信用保険業務 (1) 適切な保険料率・貸付金利の設定 ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 イ 漁業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、料率の点検、検討は行われているか 基金協会に対する貸付金利は、適切な水準に設定されているか	<主要な業務実績> ア 保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し ○ 令和3年12月に料率算定委員会を開催し、保険料率水準の点検を実施した。その結果は以下のとおり。 - 令和3年度理論値保険料率は、遠洋・沖合漁業者向け（20トン以上の者）の近代化資金を除く各資金では、引き続き設定保険料率を上回っているが、2年度の理論値との比較では、全ての資金・区分で低下。 - 漁業を取り巻く状況を見ると、公庫セーフティネット資金や系統長期運転資金等、大規模な資金注入により一時的に漁業者の資金繰りは持ち直しているかに見える。しかし、経営を巡る状況が特に好転している訳ではなく、これら資金の据置期間が終了した後は、資金繰りの悪化も懸念される。 - 漁業者からは、機会あるごとに保険料率の引き下げが求められている状況。 - これらを総合的に勘案して、設定保険料率は据え置くことが適当との結論を得た。 - また、沿岸漁業改善資金において、地方分権一括法において、転貸融資方式を導入し、同方式により貸付けを受ける者が負担する債務について漁業信用基金協会が保証を行	<自己評価> 評定：B 保険収支、漁業者の経営状況、漁業者間の事故率等を勘案して適切な保険料率を設定することにした。このためBとする。 <課題と対応> －

的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準について不断の見直しを行うことが重要であるため。 イ 漁業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。				うことを可能とする旨の改正がなされ、令和4年4月1日から施行されることとなったことから、信用基金において保険料率を新たに設定。 ・ 更に、前年度の保険料率算定委員会において、引受や残高が減少し、理論値保険料率の算出が困難となっており、かつ、資金の性格に類似性のある資金（一般緊急融資資金、借替緊急融資資金及び経営安定資金、事業資金のうち旧債整理資金）について、資金等種類区分を大きくり化することが適当としたことを受け「経営維持資金」として料率区分を統合し、料率を設定した。（基金協会・支所によっては、従来の保証料率との関係で支障が生じる可能性もあることから、1年間経過措置を設定）。 ○ 上記の料率算定委員会の結果については、令和4年2月に開催した漁業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。 その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-gyo.html ○ 以上の議論を経た業務方法書の改正については、令和4年3月25日に主務省の認可を受けた。（令和4年4月1日より施行。） イ 適切な水準の貸付金利の設定 日本銀行が公表する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における預入期間ごとの利率に2分の1を乗じて得た利率を、引き続き適用した。	
---	--	--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	
5. その他参考情報	
-	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3-(2)	漁業信用保険業務－保険事故率の低減に向けた取組

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保険引受累計額① (百万円)	－	383,754	76,797	150,921	244,015	313,158		
今期保険金支払額 ② (今期引き受けた案件の み) (百万円)	－	2,482	－	47	268	704		
保険事故率 (②÷①)	中期目標期間中 の保険事故率： 0.95%以下	0.65%	－	0.03%	0.11%	0.22%		

※30 年度の保険金支払額及び保険事故率については、実績が無かったため「－」で表記。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(2) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 漁業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、漁業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、漁業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を	(2) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 漁業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、漁業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、漁業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を	(2) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 漁業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、漁業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、漁業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を	<主な定量的指標> ○ 中期目標期間中の保険事故率：0.95%以下 <その他の指標> なし <評価の視点> 保険事故率の低減に向けて、基金協会との協議、融資機関との適切なリスク分担、情報の共有等の取組は行われているか	<主要な業務実績> ア 適正な引受・支払審査に向けた協議の実施等 ○ 基金協会との協議を、以下のとおり実施した。 - 保証要綱等の制定・改定に伴う協議実績は無し（令和2年度無し） - 大口保険引受案件の事前協議 60 件の全件（令和2年度 88 件） - 大口保険金請求案件の事前協議 14 件の全件（令和2年度 16 件） - 令和3年12月に開催した業務運営の検証委員会において、令和3年1月に実施した大口保証に係る事前協議の対象範囲の見直しの効果や業務負担への影響等について検証を行った。その結果、当初期待した成果を概ね示していることが確認されたことから、当面現行の対応を継続することとした。 - 大口代位弁済の事前協議について、より適切な期中管理を促し、着実に事故率の低減を図る観点から、令和3年12月に、協議の対象を現行「代位弁済の総額が 5,000 万円以上」から「保険金額の総額が 3,000 万円以上」に見直し、令和4年1月から実施。	<自己評価> 評定：A 保険事故率が抑制されるよう、基金協会とともに大口の保険金請求案件の事前協議や、保険引受審査・保険金支払審査等に係る情報共有・意見交換等を着実に実施したこと、直接的に保険事故等の抑制に繋がるよう助成事業について、その活用実績等の横展開を積極的に図る取組を行った。 これに加え、制度の安定的・継続的な運営のための保険事故率低減のため、融資機関と基金協会、信用基金が適切なリスク分担を図る観点

毎年度検証するとともに、必要に応じて方策を拡充する。 ウ 漁業信用基金協会及び融資機関と連携しながら、被保証者及び貸付先の財務状況等を踏まえ、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有及び意見調整を着実にを行う。また、必要に応じ漁業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。 【指標】 ○ 中期目標期間中の保険事故率（直近10年の平均実績：0.95%） <想定される外部要因> ・ 保険事故については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。	毎年度検証するとともに、漁業信用基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。 ウ 漁業信用基金協会及び融資機関と連携しながら、被保証者及び貸付先の財務状況等を踏まえ、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有及び意見調整を着実にを行う。また、必要に応じ漁業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。 【指標】 ○ 中期目標期間中の保険事故率：0.95%以下	検証するとともに、漁業信用基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。 ウ 漁業信用基金協会及び融資機関と連携しながら、被保証者及び貸付先の財務状況等を踏まえ、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有及び意見調整を着実にを行う。また、期中管理の実施状況について意見交換等を実施し、必要に応じ漁業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。 また、漁業信用基金協会及び融資機関との情報共有等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も積極的かつ柔軟に活用し、保険事故の未然防止に向け、連携強化を図る。 【指標】 ○ 中期目標期間中の保険事故率：0.95%以下		イ 融資機関との適切なリスク分担 ○ 令和3年12月に業務運営の検証委員会を開催し、保険事故率低減のための取組について、以下の結論を得た。 ・ 部分保証やペナルティー方式については、一定の効果は認められるものの、基金協会が個別に取組を拡大して行くには限界がある。 ・ 近年の保険金支払は低水準にあるが、漁業を巡る情勢は、継続的な不漁やコロナ禍により不安定な状況にあることを勘案すると、今後、事故の増加も懸念される。 ・ 制度を安定的・継続的に運営していくためには、保険事故率低減のため、融資機関、基金協会及び信用基金が適切なリスク分担を図る対応を強化する必要があるものと考えられ、その対応案については次のとおりとしようか。 ① 設備資金と比べ事故率が高く、無担保で融資されているケースが多い運転資金の保証引受に当たって、正常な運転資金の範囲の考え方を基準として示し、その範囲内で保証を引き受けるべき ② 関係者が一体となって適正な期中管理に取り組むべき ・ 以上の整理に基づき、令和4年4月から取組を実施。 ○ 上記の業務運営の検証委員会の結果については、令和4年2月に開催した漁業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行った。 その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiinkai-gyo.html ウ 保険引受審査、保険金支払審査に係る情報の共有及び意見調整 ○ 大口保険引受案件について、事前協議を通じて得られた情報を基金協会に共有するとともに、意見調整を着実に行った。 ○ 代位弁済事前協議又は保険金支払審査の結果、期中管理等に改善の余地のある事案については、「申送り」を作成、基金協会へ発出し、以後の改善を促すとともに、今後の保険引受審	から、期中管理や引受けに関して、融資機関、基金協会、信用基金がどのように取り組むべきかを考え、関係者とも積極的かつ丁寧に意見交換を行うよう整理したこと、これらの考え方に基づく取組を令和4年4月から実施する体制を整えたことから、保険事故率低減に資することが期待される。これはこれまでにない新たな取組であることから、Aとする。 <課題と対応> －
--	--	---	--	---	--

				査の参考となるよう引受部門に対し当該事案の共有を行った。 ○ 求償権の回収促進のため求償権残高を有する（償却済み案件を除く）38 協会・支所ごとの回収目標額に係る個別協議を実施する際に、求償権を有する基金協会から、代位弁済の発生見込みや現地の水産事情について、併せて把握した。 ○ 保険事故率の低減を図るため、基金協会における保証債務の期中管理の取組をより効果的に支援できるよう、令和2年7月に創設した助成事業を引き続き行った。令和3年度においては、各漁業信用基金協会・支所から、本事業の活用方法について聞き取りを行いその内容の横展開を図ること、協会（支所）と信用基金の面談の場や協会（支所）が行う職員研修会の場において説明すること等、事業効果がより発現するような取組を新たに行った。本助成事業により、協会・支所においてウェブ会議に対応した PC 等のインフラ整備を行いコロナ禍でも求償債務者との面談を行えるようにするなど、事故率を低減させるための取組が進んだ。 これにより、令和2年度以降、基金協会においては同事業を活用して、 ①個人信用情報機関への照会等の信用調査 ②融資機関同行巡回 ③担当職員の資質向上のための研修 などの保険事故率低減に繋がる取組強化が行われた。	
--	--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 ＜評価に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、保険事故率の低減に資する取組として、法人が独自に、各基金協会の期中管理活動等への助成事業（例えば、被保証者の信用調査や、融資機関に同行した被保証先の巡回等への助成）を実施したことから、「A」評価が妥当である。 今後も、保険事故率の低減に向け、可能かつ必要な範囲内で当該法人独自の取組の継続が期待される。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ - ＜その他事項＞ -	A

5. その他参考情報
-

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3-(3)	漁業信用保険業務－求償権の管理・回収の取組

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入実績（百万円）	－	770	678	596	656	562		
回収向上に向けた取組の実施状況								
回収見込調査実施回数	年2回以上	2回	2回	2回	2回	2回	2回	
求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率	87%以上	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(3) 求償権の管理・回収の取組 漁業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や漁業信用基金協会との個別協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実に行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況（回収見込調査実施状況、個別協議実施状況等）	(3) 求償権の管理・回収の取組 漁業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や漁業信用基金協会との個別協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実に行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 - 回収見込調査実施回数：年2回以上 - 求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率：87%以上	(3) 求償権の管理・回収の取組 漁業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や漁業信用基金協会との個別協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実に行う。 また、漁業信用基金協会との協議等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も積極的かつ柔軟に活用し、求償権の回収向上に向け、連携強化を図る。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 - 回収見込調査実施回数：年2回以上 - 求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率：87%以上	<主な定量的指標> なし <その他の指標> - 回収向上に向けた取組の実施状況 - 回収見込調査実施回数：年2回以上 - 求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率：87%以上 <評価の視点> 求償権の回収向上に向けて、回収見込調査、個別協議等の取組は行われているか	<主要な業務実績> - 回収見込調査は2回実施した。 - 基金協会・支所から提出された「求償権分類管理表」に基づき、求償権回収方針や求償債務者の現況について、求償権を有する全ての基金協会・支所と個別協議を実施した（個別協議実施率100%）。 このうち、上半期の回収実績の進捗率が低い4基金協会・支所について、下半期に個別協議を実施した。 - 保険金支払に係る求償権の早期かつ円滑な回収を図るため、令和2年度から実施している基金協会に対する助成事業を引き続き実施するとともに、令和3年度においては、各漁業信用基金協会・支所から本事業の活用方法について聞き取り、その内容の横展開を図る、協会（支所）と信用基金の面談の場や、協会（支所）が行う職員研修会の場において説明する等、事業効果がより発現するような取組を新たに行った。協会においては、弁護士との積極的な活用により求償権の管理・回収に係る法的手続きを促進する等、回収向上に向けた取組が行われた。 これにより、令和2年度以降、基金協会におい	<自己評価> 評価：A 回収向上のため回収実績の進捗管理や協会との個別協議を着実に行ったことに加え、助成事業の活用実績について横展開を積極的に行い、その事例を参考として、基金協会において、信用基金からの助成金を活用し、弁護士の積極的な活用等、求償権回収促進のための取組みが強化された。 以上のとおり、中期目標を上回る水準の取組みを行ったことから、Aとする。 <課題と対応> －

				ては同事業を活用して、 ①強制執行（競売、債権差押等）、支払督促等の法的措置の実施 ②弁護士の積極的な活用 ③回収専門員の臨時雇用 ④管理・回収のためのインフラ整備（現地交渉のためのタブレット購入、WEB 環境整備） など、求償権の管理強化・回収向上のための取組強化が行われた。	
--	--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、求償権の管理・回収の促進に資する取組として、法人が独自に、各基金協会の求償活動への助成事業（例えば、支払督促、強制執行等の法的措置や弁護士を利用する際に助成）を実施したことから、「A」評価が妥当である。 今後も、求償権の管理・回収の促進に向け、可能かつ必要な範囲内で当該取組の継続が期待される。	A
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -	
<その他事項> -	
5. その他参考情報	
-	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3-(4)	漁業信用保険業務－利用者のニーズの反映等

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
利用者へのアンケート調査による意見募集回数	年 1 回以上	－	1 回	1 回	1 回	1 回		
漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数	年 7 回以上	－	7 回	8 回	22 回	19 回		
現地水産関係団体との情報・意見交換回数	年 3 回以上	－	5 回	3 回	1 回	4 回		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(4) 利用者のニーズの反映等 漁業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や漁業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、漁業信用基金協会等と連携して対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況（意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等）	(4) 利用者のニーズの反映等 漁業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や漁業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、漁業信用基金協会等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年 1 回以上 ・ 漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数：年 7 回以上 ・ 現地水産関係団体との情報・意見交換回数：年 3 回以上	(4) 利用者のニーズの反映等 漁業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や漁業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、漁業信用基金協会等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 また、融資機関、漁業者等の全国団体、現地水産関係団体等との情報・意見交換等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も積極的かつ柔軟に活用し、利用者ニーズの把握等に向け、相手先との意思疎通を強化する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年 1 回以上 ・ 漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数：年 7 回以上 ・ 現地水産関係団体との情報・意見交換回数：年 3 回以上 <評価の視点> 制度の利用者のニーズを把握し、業務運営に反映させる取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 制度に関する利用者のニーズを把握するとともに、業務処理方法についての点検及び見直しを図るため、利用者に対する意見募集を行い（1 回）、その意見を基に、融資機関との適切なリスク分担について、期中管理や引受けに関して、融資機関、基金協会、信用基金がどのように取り組むべきか議論を行いつつ整理し、その考え方に基づく取組を、令和 4 年 4 月から実施する体制を整えた。 ○ 令和 3 年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、現地水産関係団体等の訪問を行うことはできなかったが、ウェブ会議を積極的に活用し、基金協会の各地区ブロック会議や全国協会本所が行う支所会議等を通じた意見交換を 19 回行った。また、現地水産関係団体との意見交換を 4 回行った。 ○ 台風等の災害による被害や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等を対象に、資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等に関する相談窓口を速やかに開設した（9 回）。	<自己評価> 評価：B 利用者へのアンケートによりニーズを把握するとともに、漁業信用保証保険制度の普及推進・利用促進に取り組んだ。また、災害発生時等には相談窓口を開設し、基金協会等と連携して対応したことから、B とする。 <課題と対応> －

	上	・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年1回以上 ・ 漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数：年7回以上 ・ 現地水産関係団体との情報・意見交換回数：年3回以上			
--	---	---	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	

5. その他参考情報
-

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3-(5)	漁業信用保険業務－事務処理の適正化及び迅速化

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務処理方法についての点検及び見直しの検討	年1回以上	－	1回	1回	1回	1回		
標準処理期間内の処理								
保険通知の処理・保険料徴収	37日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
保険金支払審査	25日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
納付回収金の収納	29日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
長期資金貸付審査	償還日と同日付貸付	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
短期資金貸付審査	8日	－	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
担当部署及び会計部署における点検実施回数	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(5) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に案件の処理を行う。	(5) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上 ・ 業務処理方法についての見	(5) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上 ・ 業務処理方法についての	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 - 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上 - 業務処理方法についての見直しの実施状況 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上 <評価の視点> 利用者の手続面での負	<主要な業務実績> ア 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ○ 令和3事業年度の当初保証保険契約の「漁業保証保険契約証書」において、契約資金別内訳の記載漏れ事案が発覚した。 事案原因は、保証保険契約締結に係る事務手続きが年度末の繁忙期と重なり、確認を怠ったことにより発生したものであり、再発防止策として、「決裁文書事務処理ミス防止マニュアル」を制定し、①決裁文書の起案から施行までのスケジュール管理、②チェックシートを作成しチェック実施の見える化、③決裁に必要な資料の整理等を定めた。また、漁業保証保険取扱要領に規定する様式の簡略化等を行うことにより、再発防止を図った。 イ 標準処理期間内の事務処理 事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。 ウ 保険料や貸付金利息等の確実な徴収	<自己評価> 評定：B 公文書の発出に係る事務処理が適切に行われなかった事案等があったが、適切な処理を行うとともに、再発防止策を講じた。 上記を踏まえ、概ね計画が達成されていることから、Bとする。 <課題と対応> －

<目標水準の考え方> - 前中期目標期間において、目標（85%以上の処理）の確実な達成が見込めるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求めるため、目標を 15 ポイント引き上げ、全ての案件を標準処理期間内に処理することが適当。 - なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除くことが適当。 - ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。 - また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施状況	直しの実施状況 イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。 （ア）保険通知の処理・保険料徴収 37 日 （イ）保険金支払審査 25 日 （ウ）納付回収金の収納 29 日 （エ）貸付審査 漁業長期資金 償還日と同日付貸付 漁業短期資金 8 日 ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月 1 回以上	見直しの実施状況 イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。 （ア）保険通知の処理・保険料徴収 37 日 （イ）保険金支払審査 25 日 （ウ）納付回収金の収納 29 日 （エ）貸付審査 漁業長期資金 償還日と同日付貸付 漁業短期資金 8 日 ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月 1 回以上	担の軽減や業務の質的向上を図るため、事務処理の適正化及び迅速化に向けた取組は行われているか	○ 保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において複数の職員が正確性の点検を行い、定められた納入期日に確実に徴収した。 ○ 貸付金について、期日どおりに確実に回収した。	
---	--	---	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	

5. その他参考情報
-

年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－4	農業保険関係業務

2. 主要な経年データ							
主要な参考指標情報		主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
農業保険関係業務			平成 30 年度 （2018 年度）	令和元年度 （2019 年度）	2 年度 （2020 年度）	3 年度 （2021 年度）	4 年度 （2022 年度）
（１） 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 （第１－４－（１）参照）		予算額（千円）	117,321,504	161,344,943	161,352,705	161,350,000	
（２） 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 （第１－４－（２）参照）		決算額（千円）	403,700	1,015,949	1,552,774	14,758	
		経常費用（千円）	14,187	14,585	12,903	16,641	
		経常収支（千円）	5,575	177	△617	△2,910	
		行政コスト（注）（千円）	△5,549	14,630	14,381	16,641	
		従事人員数（人） ※期首の全体数	※110	※108	※110	※111	

（注）「行政コスト」欄について、平成 30 年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 4 農業保険関係業務 (1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 (第1－4－(1)参照) (2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 (第1－4－(2)参照)	第1－4－(1)及び(2)を参照。	同左	同左	評価：B 1項目についてBとしたことから、中項目「4 農業保険関係業務」についてはB評価とする。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 1つの小項目のうち、1項目でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「4 農業保険関係業務」についてはB評価とする。 （2項目×2点／2項目×2点）＝100％ ※算定にあたっては、評価毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点としている。	
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	

5. その他参考情報
-

年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-4-(1)	農業保険関係業務－農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数	年1回以上	3回	10回	18回	19回	15回		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
4 農業保険関係業務 (1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の農業保険関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。 【指標】 ○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知状況	4 農業保険関係業務 (1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の農業保険関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数：年1回以上	4 農業保険関係業務 (1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の農業保険関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数：年1回以上	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数：年1回以上 <評価の視点> 利用者に対する情報提供の充実、意見募集を行い、業務運営に反映させる取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 農業保険関係業務についての情報提供の充実 N O S A I イントラネットに、以下の情報を掲載した。 ① 農業保険関係業務の概要（令和3年度版） ② 農業共済組合等の財務状況調査結果 ③ 貸付金利の変更（13回） ○ 全国会長会議等の全国会議において、農業保険関係業務の業務実績等について説明した。 ○ N O S A I イントラネットを活用して、利用者から意見募集を行った。	<自己評価> 評価：B 情報提供の充実及び利用者の意見の反映に取り組んだことから、Bとする。 <課題と対応> -

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	B

5. その他参考情報
-

年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-4-(2)	農業保険関係業務－共済団体等に対する貸付業務の適正な実施

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
標準処理期間								
貸付審査	4日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体等に対する貸付業務は、農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体等に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。	(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体等に対する貸付業務は、農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体等に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間（4日）内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。	(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体等に対する貸付業務は、農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体等に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間（4日）内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す取組が行われているか。適正な事務処理が行われているか	<主要な業務実績> (借入れ申込み、貸付け及び回収の実績は、なし)	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評価に至った理由> - <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	
5. その他参考情報	
-	

年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
第1－5		漁業災害補償関係業務					
2. 主要な経年データ							
主要な参考指標情報		主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
漁業災害補償関係業務			平成 30 年度 （2018 年度）	令和元年度 （2019 年度）	2 年度 （2020 年度）	3 年度 （2021 年度）	4 年度 （2022 年度）
（1） 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 （第1－5－（1）参照）		予算額（千円）	28,431,756	28,428,508	28,440,045	30,560,625	
（2） 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 （第1－5－（2）参照）		決算額（千円）	14,149	17,120	15,528,058	67,230,227	
		経常費用（千円）	9,703	15,988	20,295	21,382	
		経常収支（千円）	△3,820	△9,952	△9,923	51,714	
		行政コスト（注）（千円）	2,630	15,992	20,417	21,382	
		従事人員数（人） ※期首の全体数	※110	※108	※110	※111	
(注)「行政コスト」欄について、平成 30 年度は「行政サービス実施コスト」である。							
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価				
			業務実績	自己評価			
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 5 漁業災害補償関係業務 （1） 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 （第1－5－（1）参照） （2） 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 （第1－5－（2）参照）	第1－5－（1）及び（2）を参照。	同左	同左	評価：A 1 項目についてA、1 項目についてBとしたことから、中項目「5 漁業災害補償関係業務」についてはA評価とする。			
4. 主務大臣による評価							
主務大臣による評価							
評価					A		
<評価に至った理由> 2つの小項目のうち、1項目でA、1項目でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「5 漁業災害補償関係業務」についてはA評価とする。 （1項目×3点＋1項目2点）／（2項目×2点）＝125％ ※算定にあたっては、評価毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点としている。							
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> －							

<その他事項>

-

5. その他参考情報

-

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-5-(1)	漁業災害補償関係業務－漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知回数	年 1 回以上	－	1 回	2 回	2 回	2 回		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
5 漁業災害補償関係業務 (1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。 【指標】 ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知状況	5 漁業災害補償関係業務 (1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知回数：年 1 回以上	5 漁業災害補償関係業務 (1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知回数：年 1 回以上	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知回数：年 1 回以上 <評価の視点> 利用者に対する情報提供の充実、意見募集を行い、業務運営に反映させる取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実 令和 3 年 4 月及び令和 3 年 11 月に当基金のホームページに掲載しているリーフレットを更新。利用者の利便性向上の観点から、諸規程の改正などについて当基金のホームページに関係者専用ページを設置して掲載した。 また、利用者等に対し情報提供の充実を図る観点から、業務統計年報をホームページ上に掲載した。 https://www.jaffic.go.jp/guide/gyosai/index.html ○ 漁業災害補償関係業務運営委員会を利用して各県域における漁業の被害状況等について意見交換を行い、業務運営の参考とした。	<自己評価> 評定：B 利用者等の立場に立って、自ら情報提供の充実を図ったことから、B とする。 <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	
5. その他参考情報	
-	